

第5期地域福祉実践計画 ダイジェスト版

社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会

●地域福祉実践計画とは

社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図る団体」と位置づけられている社会福祉協議会（社協）が、どのような福祉のまちづくりを目指しているのかを、地域住民に明らかにする実行計画です。

地域に暮らす全ての人の尊厳が護られ、住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられる福祉のまちづくりを行うため、共に役割を分担しながら進めていく計画で、主役は地域住民の方です。

●社協が策定する“第5期『地域福祉実践計画』”について

第5期の計画は、令和元年度から令和4年度の4年間で期間とし、芽室町が策定する第4期芽室町地域福祉計画と協働・連携しながら、多くの地域住民が地域福祉活動に参画し、お互いが支え合い助けあう、更なる“安心・安全・福祉のまちづくり”を目指すために策定しました。

基本目標1

支えあいと助けあいの地域づくり

町民一人ひとりが支え合い、助け合うためには地域福祉を理解し実践するためには福祉に関する啓発活動とその福祉意識の醸成に努めます。また、人と人とのつながりづくりを実践していきます。

- ・地域福祉の普及と推進



基本目標2

思いやりと優しさでつなぐ地域づくり

地域福祉を推進するための担い手としてボランティアの育成や活動の拠点づくり、小地域ネットワーク活動の充実を図ります。

- ・ボランティア活動普及と推進
- ・小規模ネットワークの活動の推進
- ・居場所づくり

基本目標3

生活を支えるサービスが受けられる地域づくり

介護保険サービスの質の確保と安定的なサービス提供を行い、また生活支援体制整備事業受託し、生活支援コーディネーターを配置し、新しい支え合いの仕組みづくりを実践します。

- ・介護保険サービスの質の確保
- ・生活支援体制整備事業の参画

誰もが孤立せずに支え合う、
思いやりに満ちた共生のまちづくり

基本目標4

安心して暮らしていける地域づくり

町民が安心して相談できるよう相談支援機能の充実を図り、権利擁護の観点からも適切な支援を実践します。災害時、緊急時に対応できるように支援体制を整備します。安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

- ・相談支援体制の充実
- ・外出、移動支援
- ・安全、安心な環境づくり



基本目標5

地域福祉を支える強い社協づくり

地域福祉を推進する社協は健全な運営と職員の資質向上を図るとともに、地域住民の必要と求めに応じて柔軟に対応し、信頼される社協づくりを目指します。

- ・地域住民への社協の理念、事業の周知
- ・既存事業の検証とスクラップ&ビルド
- ・組織改革、組織体制の強化
- ・行政、関係機関等の連携強化
- ・自主財源の確保と健全な運営
- ・職員の育成と資質向上
- ・働きやすい働きがいのある職場環境づくり